

地方自治体による「ひきこもり」実態調査の概観と考察 －潜在的ひきこもり当事者の把握をめぐる課題－

根岸 洋人, 大川健次郎, 松沼 記代, 野田 敦史,
倉林しのぶ, 赤堀八重子

Overview and consideration of local government surveys on
'Hikikomori' - Challenges in understanding potential Hikikomori individuals

Hiroto Negishi, Kenjiro Okawa, Kiyo Matsunuma,
Atsushi Noda, Shinobu Kurabayashi, Yaeko Akabori

高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要

健康福祉研究 第20巻 第1号

2023年12月

《資料》

地方自治体による「ひきこもり」実態調査の概観と考察 －潜在的ひきこもり当事者の把握をめぐる課題－

根岸 洋人¹⁾, 大川健次郎¹⁾, 松沼 記代¹⁾, 野田 敦史²⁾
倉林しのぶ³⁾, 赤堀八重子³⁾

2010年に「子ども・若者育成支援推進法」施行されてから、地方自治体による「ひきこもり」関連調査が多数実施されている。2020年5月現在での自治体の調査状況93件をまとめた資料を厚生労働省が公開している（厚労省まとめ資料）。今回、2020年6月以降に発表された自治体調査について情報収集し、33件の自治体調査を把握、その概要をまとめ、資料として提示した。これらの調査を概観すると、調査法やひきこもりの定義が異なっており、特にその出現率については一定の解釈ができる段階にないことがわかった。

一方で調査方法については【標本調査】【関係機関・団体調査】【民生委員・児童委員調査】【全戸調査】【インターネット調査】【その他】に分類することが可能であったため、調査時期（2010年～2020年5月までと、2020年6月～2023年9月まで）、都道府県、市町村別にそれぞれ比較検討した。結果として、都道府県調査では7割以上の比率で【民生委員・児童委員調査】を採用していることがわかった。また市町村調査では、同様に【民生委員・児童委員調査】の比率が高く、ひきこもり当事者・家族への調査が増加傾向にあることを再認した。加えて、【民生委員・児童委員調査】の特徴について考察するとともに、独自の方法で行われている2件の実態調査を概観し、潜在的ひきこもり当事者へアプローチする新たな調査方法の開発に向けて情報を整理し、今後のひきこもり調査の課題について論じた。

キーワード：ひきこもり、実態調査、地方自治体、調査方法の開発

（2023年11月17日受理）

1. はじめに

2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」では、その17条において国及び地方公

共団体の責務として「若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする」ことが明記された。これを契機に国及び地方自治体では「ひきこもり」に関する様々な調査が行われてきた。

内閣府が2023年3月に発表した「こども・若

¹⁾ 高崎健康福祉大学健康福祉学部社会福祉学科

²⁾ 高崎健康福祉大学人間発達学部子ども教育学科

³⁾ 高崎健康福祉大学保健医療学部看護学科

者の意識と生活に関する調査¹⁾」では、ひきこもり状態にある人は15歳～39歳対象調査で2.05%、40歳～69歳対象調査で2.97%という出現率が示されている。この数値は全国に換算して推計すると146万人のひきこもり当事者が存在していることになる。

この間の調査によって、一定の比率でひきこもり当事者が存在するという事実、そしてひきこもり問題の実態が少しずつではあるが把握されるようになってきた。全国の自治体でも調査が進められ、2020年5月には厚生労働省の資料として「自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果」²⁾がまとめられている(以後、厚労省まとめ資料)。この資料を分析していくと、都道府県によるひきこもり調査の72%が「民生委員・児童委員」を対象とした調査方法を採用していることがわかった。また政令指定都市である宮城県仙台市が実施した「民生委員・児童委員」を対象とした調査では、出現率として0.08%という数値が示されていた。これは内閣府の示した調査方法、結果とは大きく乖離した数値である。そこで、厚労省まとめ資料公開後、2020年6月以降に発表された自治体調査を分析し、これまでの調査方法や内容がどのように変化しているのか検討する。それに基づいて、今後の支援に必要な視点や調査法の改善につながる考察を行う。

2. ひきこもりの定義

2010年4月に「子ども・若者育成支援推進法」施行されて以降、内閣府では計4回にわたって「ひきこもり」に関連する調査を行っている。それらを報告書の発表ベースに挙げていくと、以下の通りとなる。

- ・2010(平成22)年7月 若者の意識に関する調査報告書³⁾
- ・2016(平成28)年9月 若者の生活に関する調査報告書⁴⁾
- ・2019(平成31)年3月 生活状況に関する調査報告書⁵⁾
- ・2023(令和5)年3月 こども・若者の意識と生活に関する調査報告書⁶⁾

これらの調査におけるひきこもりの定義は、2010年に厚生労働省がまとめた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン⁷⁾」において示された定義が引用され、その内容は以下に示すとおりである。

「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である。なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべきである。」

さらに、この定義を用いながら、調査票において外出の頻度を問う選択肢として、下記の4項目が設けられ、いずれかを選択し、かつ、その状態となって6ヵ月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義している。

- 1 自室からほとんど出ない。
- 2 自室からは出るが、家からは出ない。
- 3 近所のコンビニなどには出かける。
- 4 趣味の用事のときだけ外出する。

また、1～3の回答者を「狭義のひきこもり群」、4を「準ひきこもり群」として捉えてい

る⁸⁾。自治体におけるひきこもり調査でも概ねこの定義が採用されており、地域の実情や調査方法によって変化させて利用されている。

対象となる年齢層に関しては、ひきこもりが当初不登校に関連する問題として認識されてきたため、若年層を中心とされてきたが、近年ではひきこもりが背景とされる事件が複数発生したことを受けて、上限とする年齢層が拡張されている。2023年の内閣府調査報告書では調査対象は69歳まで拡張されており、その出現率も高齢群の方が高いことが示されている。本稿におけるひきこもりの概念は、以上のような前提に基づいている。

3. 調査方法

1) 厚労省まとめ資料を基に、2010年以降2020年5月までに地方自治体を実施した実態調査における調査方法を分類し、その特徴と傾向を分析した。対象となる自治体数は、都道府県による調査25件、市町村による調査68件だった。

2) 2020年6月以降2023年9月までに各自治体が発表している実態調査報告書を、インターネット上で以下の条件を基にして抽出した。

- ①調査時期が2020年6月以降である
- ②厚生労働省のまとめ資料と重複しない
- ③自治体がホームページ上に報告書の形で公開している
- ④2023年9月現在、インターネット上で検索可能である

抽出された調査報告書数は、都道府県による調査数が9件、市町村による調査数が24件、合計33件であった。各調査報告書を基に調査方法を分析した。

3) 上記の実態調査の中から全戸調査を実施し

抽出された対象者に二次調査を実施するという調査方法を採用した美作市と、税務データを活用し、非課税世帯を対象とした全戸調査を実施した江戸川区の、特徴的な2事例を抽出し、具体的に概観するとともに今後の課題を検討した。

4. 結果

1) 2010年以降2020年5月までに地方自治体において実施された調査の動向

2010年の「子ども・若者育成支援推進法」制定以降、ひきこもりに関する調査を率先して実施する自治体が増加したが、これらの調査結果を受けて、厚生労働省まとめ資料が公開された。この資料は2020年5月時点で、概ね過去10年間において各自治体で調査を実施し、公表している結果を、厚生労働省においてとりまとめたものである。各自治体によって調査方法や調査対象であるひきこもり状態にある者の定義が異なるため、その結果を単純に比較することはできないとしながらも、都道府県による調査25件、市町村による調査68件を概観している。結果は自治体によって様々であり、出現率に関しては、ひきこもり状態にある者からの回答が0%である調査から、対象の年齢を限定しているが、7.5%という数値までばらつきがあった。

しかしながら、同資料は各自治体を実施した調査方法を掲載していることから、筆者らはこの資料から調査方法の種類に注目し、その傾向を分析した。資料の内容から【標本調査】【関係機関・団体調査】【民生委員・児童委員調査】【全戸調査】【インターネット調査】【その他】の分類を採用した。比率を分析した結果を図1及び図2にまとめた⁹⁾。図1の都道府県による

調査では【民生委員・児童委員調査】の割合が72%突出して高いことが示されている。図2の市町村による調査では【標本調査】の割合が最も高く46%となっているが、【民生委員・児童委員調査】の37%、【関係機関・団体調査】24%を合わせると61%となり、ひきこもり当事者や家族に直接アプローチしない調査方法が主流となっていることがわかった。

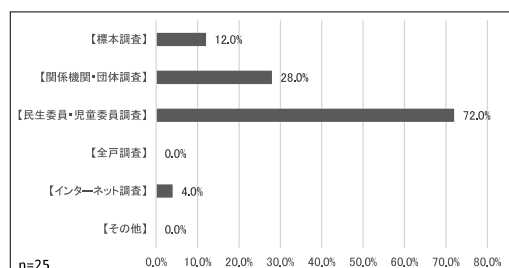


図1 都道府県による調査方法 (2020年5月まで)

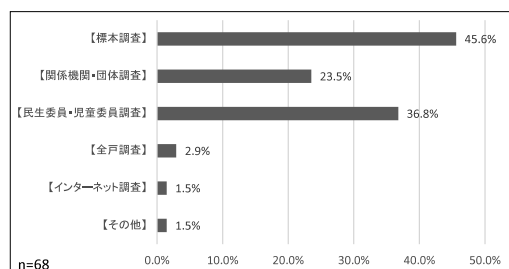


図2 市町村による調査方法 (2020年5月まで)

2) 2020年6月以降2023年9月までの地方自治体調査の動向

厚生労働省まとめ資料の調査期間以降 (2020年6月～2023年9月) に調査を実施した都道府県による調査数は9件、市町村による調査数は24件、合計33件が検出された。各調査の概要をまとめたものが表1である。厚生労働省まとめ資料と同様に、調査方法やひきこもりの定義が異なっているため、2020年5月以前と同様に、出現率の違いも、ばらつきが大きく単純に比較、検証できるものではない。

筆者らは、前項と同様に調査方法の種類ごとの比率を、分析して図3及び図4にまとめた¹⁰⁾。都道府県調査 (図3) では図1と同様に「民生委員・児童委員調査」の割合が非常に高く、72.7%となっているのに対し、標本調査は0件であった。市町村による調査 (図4) においても同様に、「民生委員・児童委員調査」が最も高いのに対して、図2と比較すると標本調査の比率が低い数値であった。その一方で「その他」の比率が都道府県で0%から18.2%、市町村で1.5%から16.1%に増加していた。「その他」に分類されている内容には、関係団体等ですでに把握されている、ひきこもり状態にある当事者や家族を対象とした調査が多くを占めていた。

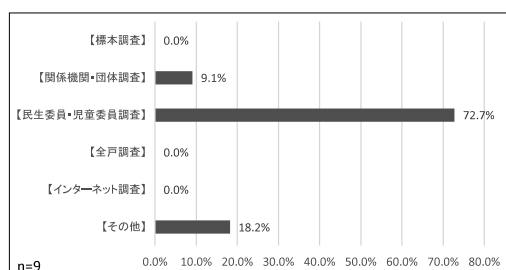


図3 都道府県による調査方法
(2020年6月～2023年9月まで)

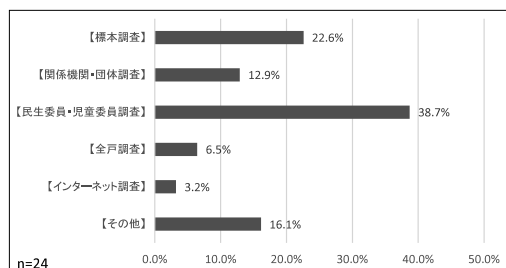


図4 市町村による調査方法
(2020年6月～2023年9月まで)

3) 特徴的な調査方法を採用した2事例の概観と課題

(1) 岡山県美作市の調査事例¹¹⁾

本事例は、一次調査において悉皆調査を実施

し、二次調査において保健師による訪問調査を実施するという2段階方式で行われている。一次調査ではひきこもりに該当する可能性のある者が240名検出され、その240名を対象にして保健師が訪問調査した二次調査で実際に調査できた数は128名であった。残りの112名は調査対象とはならず、拒否や2回以上訪問しても不在などが、その理由として高い比率を占めていた。

また、二次調査実施後の出現率として1.23という数値が検出された。これは内閣府の調査で示された2%という数値を大きく下回るものである。標本調査と悉皆調査の差がもたらす結果なのか、地域による特性なのか、ここでは断定できないが、調査方法によって出現率が大きく違うことを示す結果となっている。

(2) 東京都江戸川区の調査事例¹²⁾

本事例は、ひきこもり状態の人をできる限り正確に把握することを目的として、調査対象を「給与所得で課税されていない方」とし、さらに回答のなかった世帯を訪問し回答の促しを行うという2段階方式をとっている。対象は180,503世帯となり、結果としてひきこもり当事者の発現率が4.39という数値が示された。これは内閣府の調査(標本調査)の倍の数値であった。しかし、未回答は77,303件、未回答率は42.83%に上っていた。

4. 考察

本調査では、これまで地方自治体が実施したひきこもりの実態調査の概要と、調査方法のあり方を検討したが、これまでの調査方法には課題となる要素がいくつか混在していることがわかった。

まず、ひきこもりの対象者を自治体が特定す

るには、ひきこもりの定義が前提となるが、年齢層やひきこもりの期間、生活の状態等、社会的背景の変化によって影響を受けるため、ひきこもりを包括的に定義することが困難であるという点がある。ひきこもりは時代に合わせて変化するものとして捉える観点から、国は新たな定義を含めた支援マニュアルを2024年度中に策定する方針であることが報道されている¹³⁾。

次に、地方自治体が実施した調査方法の種類や各々の特徴から考察すると、自治体調査、特に市町村が行うべき調査は、単なる内閣府や都道府県の模倣ではなく、潜在的ひきこもり当事者の存在を把握し、アウトリーチの最初の一步としての要素を含んだものへと変化していく必要があることが示唆されている。その点から考えると、自治体による調査の手段として最も採用されている「民生委員・児童委員による調査」にはメリットとデメリットの両面が存在する。メリットには、調査対象が自分の地域の住民であり、実態を把握しやすいポジションにあるという点と、対象者が調査に協力しやすいという2点がある。これらは、民生委員・児童委員による調査では有効回収率が8割を超えるケースが複数あることから示されている。一方でデメリットとしては、地域性や民生委員個人の経験・力量に左右される要素が多い側面がある。例えば、群馬県の調査¹⁴⁾では担当地区において、ひきこもり状態の方が「いる」と回答した割合が19%であるのに対して、「わからない」と回答した割合は48.7%となっている。これでは約半数の地域はひきこもりの調査が出来ていないに等しい状態である。

岡山県未作市の調査事例では、一次調査の段階調査で抽出された対象者に対し、二次調査で保健師が訪問調査を実施するという二段階方式

を取っているものの、二次調査の対象者の半分が調査できないという結果は、訪問調査の限界を示すとともに、その意義自身も問われることになる。しかしその反面で、調査対象とならなかった112名の存在は、ひきこもりの特性ゆえに自ら支援者との関わりは必要ないと考えている潜在的な当事者を明確にするだけでなく、どうしたら接点を持つことができるのかを模索するきっかけとなることが示唆されるものである。

江戸川区の調査事例からは、内閣府の調査（標本調査）における対象年齢のひきこもり発言率が15歳～39歳で2.05%、40歳～69歳で2.97%と示されたのに対し、江戸川区の対象年齢（15歳～65歳）の発現率が4.39という数値が示された。これは調査方法として、対象者を非課税という枠で限定したこと、その上で未回答者に対して緻密に訪問するといったアクセスを重視した方法を採用した結果であると考えられる。しかしこの方法の課題としては、未回答が77,303件、未回答率は42.83%に上っている点がある。これは美作市の場合と同様に、従来から知られている当事者が調査を望まないという、ひきこもり調査の課題があらわれている。それでも江戸川区の人口規模を考えれば、支援が必要だが支援を求められない人の存在を数値として示すことができた点で、意義のあるものとなっている。

今後の引きこもり調査のあり方としては、「潜在的ひきこもり当事者」にどうアプローチするか、という視点を重視した調査方法の開発が急務である。ひきこもりの状態が長期化すれば、その情報は客観的事実として税務データに現れる。その意味では江戸川区の調査が示唆するのは大きい。税務データの有効活用が今後の課題と言えるだろう。同時に「追跡」という概念

も重要な課題である。未回答の中にこそ「潜在的ひきこもり当事者」が存在するであろうことが、本調査で見えてきた。追跡できる形で調査を実施することが、今後のアウトリーチにつながっていく。その意味で調査はアウトリーチの最初の一步でなければならないのである。

5. 本調査の限界と今後の課題

本調査では、調査方法を中心に「地方自治体によるひきこもり調査」について概観したが、地域性による出現率の差や、調査方法による出現率の違い等の解析までは行っていない。ひきこもり出現率の地域性、調査方法による差異、関連する背景因子の分析、転帰や支援の実態など、検討すべきさまざまな課題が残されている。

2022年4月に子供・若者育成支援推進大綱¹⁵⁾が公開され、都道府県及び市町村は子ども・若者育成支援推進法第9条に基づいて、子ども・若者計画を、この大綱を勘案して作成する努力義務を負うことが明記された。

我々の研究チームでも群馬県内で新たなひきこもり調査の実施を計画している。江戸川区の方式を採用して、税務データを活用して対象者を絞り、調査によって支援とのつながりが発生するような調査にしたいと考えている。

しかし、以下のような解決すべき障壁や課題が存在する。税務データは自治体だけがアクセスできる、非常に繊細な個人情報でもある。その活用に向けてどの様に理解を求めていくのか。また我々研究者に課されている研究倫理の問題もある。住民のセンシティブな問題へのアプローチを研究倫理に反することなく遂行して行くためには相当の準備が必要である。今回の資料で示した情報を活用しながら新たな調査の開発に

表1 自治体によるひきこもり調査まとめ（令和2年6月以降 令和5年9月まで）

都道府県名	市町村	調査時期	調査対象・方法	ひきこもりの定義	調査結果
北海道	函館市	令和2年(2020年)6月30日(火)	【標本調査】住民基本台帳による無作為抽出及15歳から64歳の市民5000人、その家族5000人 郵送配布・郵送回収 【民生委員・児童委員】702名	内閣府が平成29年9月に発表した「若者の生活に関する調査報告書」の定義に準拠	広義のひきこもり群4.2%（本人） 該当者（推計）狭義のひきこもり群1536
青森県	—	令和3年8月16日～9月15日	【その他】ひきこもり支援に関わる関係機関・団体において令和2年度に相談支援を行った方を対象に、当該関係機関・団体からアンケート調査票を配布	—	対象者216件 回答数88件
秋田県	—	令和2年11月現在	【民生委員・児童委員】3,276人 回収率59.0%	15歳から64歳までの①または②に該当する方を「ひきこもり」とした。①仕事や学校に行かず、かつ家庭の以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方②仕事や学校に行かず、時々買い物などで外出することはあるが、6か月以上続けて家族以外の人との交流がない方	該当者987人
宮城県	仙台市	令和5年8～9月	【全戸調査】 15～64歳の方が属する全ての世帯にポスティング	調査中	調査中
宮城県	白石市	令和3年12月	【民生委員・児童委員】 調査対象3267人、回収率59.0%	15歳から64歳までの①または②に該当する方を「ひきこもり」とした。①仕事や学校に行かず、かつ家庭の以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方 ②仕事や学校に行かず、時々買い物などで外出することはあるが、6か月以上続けて家族以外の人との交流がない方	該当者987人
山形県	高畠町	令和3年1月28日～2月19日	【全戸調査】令和3年4月1日に満15歳以上であり、同年度内に満64歳に達するまでの者がいる 5,609世帯、12,018人内訳：15～39歳 4,540人、40～64歳 7,478人。健診世帯調査に同封。 有効回収率62.4%	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて家又は部屋等にひきこもっている状態	推計値111.7人 出現率2.0%
福島県	—	令和4年6月～7月	【民生委員・児童委員】 4,751名 回収率：67.5%	「ひきこもり」とは、15歳から64歳までの者で、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこととします。（家族以外との交流はないが時々買い物などで外出する方を含む）	該当者1,327人
茨城県	つくば市	令和2年7月～令和2年9月	【民生委員・児童委員】令和2年7月の民生委員児童委員協議会定例会にて、調査票を配布し、民生委員・児童委員の把握している範囲での記入を依頼。調査票は当日に回収した。227人（回収率83.8%）	（1）社会的参加（仕事・学校・家庭以外の人との交流など）が出来ない状態が6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の方（2）社会的参加ができない状態であるが、時々買い物などで外出することがある方ただし、重度の障がい（身体・知的・精神）、疾患等で外出できない方を除く	該当者109人 出現率0.07%
群馬県	—	令和3年5月～12月	【民生委員・児童委員】 調査対象者数：3,810人／回収数：3,473人／回収率：91.2%	概ね15歳以上～64歳以下で、次のア・イのいずれかに該当する方 ア：学校、仕事、職業訓練等に行かず、家庭にとどまる状態（ただし、買い物や趣味の外出などはあっても、家族以外の人と交流がない状態を含む。）が概ね6か月以上続いている方。 イ：アに準じる方で、民生委員・児童委員から見て心配な状況にある方	該当者974人（民生委員が把握している者） 民生委員・児童委員が、「担当地区にひきこもり状態の方がいる」と回答したのは19%、「いない」が31.4%、「分からない」が48.7%であった。
千葉県	流山市	令和5年2月1日～令和5年2月28日	【民生委員・児童委員】 168名、直接配布・直接回収 【関係機関・団体】 介護・障害者支援事業者等124名、郵送配布・郵送回収 【その他】 当事者及び家族等24件 市ホームページのアンケートフォームにて回答	ひきこもり状態にある方	ひきこもりの状態にある方がいるかについては、「いる」が27.3%、「いない」が72.7%（民生委員・関係団体）

東京都	江戸川区	令和3年7月14日～令和4年2月28日	【その他】 15歳以上の方で以下に該当する方を含む世帯（14歳以下は、学校が不登校情報を把握しているため調査対象外とした。） ・給与収入で課税されていない方 ・江戸川区の介護・障害等の行政サービスを利用していない方 調査対象世帯の世帯主あてに調査用紙を郵送し回答を求めた。また、回答が無かった世帯に対して訪問し回答の促しを行った	「仕事や学校等に行かず、家族以外の人との交流をほとんどしない方」	ひきこもり当事者の人数 7,919人（発送数に対しての割合4.39%）
東京都	日野市	令和2年12月～令和3年4月	【民生委員・児童委員】 126名 【関係機関・団体】 庁内職員 53、関係機関26、相談機関3、 【その他】 当事者・家族38	厚生労働省は「ひきこもり」について、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6か月以上続けて自宅に引きこもっている状態」と定義しているが、本調査においては、より多くの回答や多様な意見を得るために、上記の定義にとらわれず、各回答者において「ひきこもりと思われる人」を「ひきこもり状態にある人」として回答を募った。	「当事者・家族調査」38名（当事者11名、その他家族等27名）「民生・児童委員調査」40名、「庁内調査」196名、「関係機関調査」129名、「相談機関調査」158名、延べ561名であった。
東京都	立川市	令和3年12月3日～12月15日	【標本調査】 15～39歳：1,500人 40～64歳：1,500人 有効回収数(率) 1,261人 (42.0%) 郵送及びインターネット回収、 ※調査期間中に1回、対象者全員に礼状兼協力依頼のはがきを送付した。	平成30年度に内閣府が実施した「生活状況に関する調査」の定義を基に、仕事の項目を改編。	該当者19人 (有効回収数に占める割合：1.51%)
東京都	板橋区	令和4年9月13日（火）～9月30	【標本調査】満15歳から満64歳までの板橋区民 ※中学生を除く、郵送配布、郵送及びインターネット回収。標本数5000人 層化二段無作為抽出。有効回収数（率）1782人（35.6%）	「ふだんのくらしい外出しますか」の間について、下記5～8のいずれかと回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者。 5 ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のとときだけ外出する 6 ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける 7 自室からは出るが、家からは出ない 8 自室からほとんど出ない ただし、以下の類型に該当する者を除く。 類型①：身体的な病気がきっかけで現在の状態になったと回答した者 類型②：現在、妊娠・出産・育児、または家事、看護・介護をしており、最近6か月間に家族以外の人とよく会話し、ときどき会話したと回答した者 類型③：現在、何らかの仕事をしていると回答した者	広義のひきこもり出現率0.79
東京都	大田区	令和2年12月	【標本調査】大田区在住の満15歳から満64歳までの方から無作為抽出した5,000人およびその同居人（外国籍の方は除く）。調査票を郵送配布し、郵送及びインターネットにより回収	内閣府の調査を参照し、「広義のひきこもり群」について抽出	該当者20人 出現率1.33%
新潟県	新発田市	令和4年9月1日から11月30日まで	【関係機関・団体】 市関係機関、市関係課 回答者157名	年齢がおおむね15歳から64歳までの方で、次の状態にある方。様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態の方。他者と交わらない形での外出をしてもよい。（ただし、義務教育在学中の方及び、重度の障がい・疾病・要介護状態のため外出できない方を除く。）義務教育在学中であるが、長期（おおむね6か月以上）にわたり欠席状態が続いている方。（ただし、病気による療養や事由による長期欠席など（経済的理由、海外滞在など）を除く。）	該当者255名 人口に占める割合0.27%
新潟県	柏崎市	令和4（2022）年1月	【民生委員・児童委員】 207人、回収数176人、回収率85.0%。定例会で調査票を回収	15歳から64歳までの方のうち、次のいずれかに該当する方。仕事や学校に行かず、家族以外の人とほとんど交流せずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方。仕事や学校には行かず、時々買物など外出することはあるが、6か月以上続けて家族以外の人と交流がない方	該当者61人

山梨県	一	令和2年9月	【民生委員・児童委員】2,282人 回収率：84.5%	概ね15歳以上で 1. 社会的参加（仕事・学校・家庭以外の人との交流など）ができない状態が6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の者 2. 社会的参加ができない状態が6か月以上続いていて、時々買い物などで外出することがある者 重度の障害、疾病、高齢等で外出できない者を除く	該当者615人
山梨県	甲府市	令和2年9月現在	【民生委員・児童委員】 395人に配付し、318人 (80.5%) から回収	概ね15歳以上で、次に該当する者を「ひきこもりの状態にある者」とした。（1）社会的参加（仕事・学校・家庭以外の人との交流など）ができない状態が6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の者（2）社会的参加ができない状態が6か月以上続いているが、時々買い物などで外出することがある者※ただし、重度の障害、疾病、高齢等で外出できない者を除く。	該当者103人 出現率0.06
愛知県	小牧市	令和3年11月～12月	【関係機関・団体】相談業務に関わる関係機関あてに、把握しているひきこもり情報について照会、136件 【その他】ひきこもり当事者、家族、関係者等あてに、市広報、HP、SNS等で周知し、WEBアンケート回答を募集、184件。	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態（厚生労働省定義）（たまに買い物等に出かけられることを含む）	該当者 関係機関33人
三重県	一	令和3年1月～12月	【関係機関・団体調査】 地域包括68カ所 相談機関52カ所 【民生委員・児童委員】 回答数：3,777人（令和3年5月末現在の実数：4,088人）回収率：92.4%	・社会的参加（仕事・学校・家庭以外の人との交流など）ができない状態が6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態。 ・時々買い物などで外出することはあるが、それ以外の社会的参加ができない状態。※ただし、重度の障がい（身体・知的・精神）、疾病、高齢等で外出できない者を除く。	該当者 相談機関360ケース 民生委員1,270人 地域包括276人
大阪府	大阪市	令和2年12月24日（木曜日）から令和3年1月18日（月曜日）	【標本調査】 市内在住の満15歳から64歳まで無作為に抽出した1万人の標本を調査対象者 調査票を郵送で配布、査期間中に1回のみ督促状（はがき）	本人の妊娠・出産を含む身体疾病等もしくは、介護・看護等を必要とする家族と同居しているなどの理由により、常時自宅にいない必要がある場合を除き、外出頻度が極めて低い状態が6か月以上持続する。ただし、「自宅で仕事をしている」、「専業主婦（夫）などで家事・育児のために自宅に居ることが多い」、「自宅で介護・看護が必要」な場合を除く。新型コロナウイルス感染症による外出制限等のみを「ひきこもりのきっかけ」としているケースは分析対象から除外している	満15歳～満39歳）で30人 （2.07%） （満40歳～満64歳）で55人 （2.64%）
大阪府	堺市	令和3年12月～令和4年1月	【標本調査】堺市に在住で満15歳～64歳（2021年12月1日時点）の方のうち、無作為で抽出させていただいた方（ご本人様）5,000人及び、ご本人様と同居されている方5,000人。	内閣府により実施された生活状況に関する調査（平成28年及び31年）の報告書に基づき改変	「ひきこもり群」に該当する人数は、子ども・若者（満15歳～39歳）で10人（1.80%）、成人（満40歳～64歳）で12人（1.90%）
兵庫県	明石市	令和元年12月～令和2年2月	【関係機関・団体】 居宅介護事業所及び地域総合支援センター回収率69%（配布数93、回収数64）	①明石市民の方②年齢がおおむね15歳（中学校卒業後）から64歳までの方③仕事や学校、障害福祉事業所、介護保険事業所、サークル等に行かず、かつ家族以外の人との交流がほとんどない方④おおむね6か月以上、上記の状態が続いている方。※重度の障がい（統合失調症など精神障がいを含む）や疾病で外出できない方を除く	該当者71人
広島県	福山市	令和3年11月～12月	【民生委員・児童委員】 市内の民生委員・児童委員887人に対する調査票の配付（回収率88%）	（1）15歳から64歳までの次のいずれかに該当する人①仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。②仕事や学校に行かず、時々買い物などで外出することはあるが、6か月以上続けて家族以外の人との交流がない。（2）上記に準じ、無業者など民生・児童委員の皆様からみて心配な人、また家族等から支援について相談があった人※ただし、重度の障がいや病気などで外出できない人は除く。	該当者317人

広島県	東広島市	令和4年7月	【民生委員・児童委員】308人、調査票を会議等の場で直接配布、郵送により回収。回収率77.4% 【関係機関・団体】専門職・東広島市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員、障害者（児）相談支援専門員、地域包括支援センター等に所属する専門職。送により調査票を送付、返信用封筒により回収。回収数150人	概ね15歳から64歳までの方で、社会的参加（仕事、学校、家庭以外の人との交流など）ができない状態が概ね6か月以上続いていて、次のいずれかに該当する方を指すこととして、回答者に調査票を記載して頂きました。①自宅にひきこもっている状態②時々買い物などで外出することがある※重度の障害、疾病、高齢等の影響により外出が困難な方は除きます。	該当者124人（民生委員）60名（関係機関）
広島県	三原市	令和4年4月時点	【民生委員・児童委員】249人 回収率90.0%	15歳から64歳までの次のいずれかに該当する人。①仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の人。②仕事や学校に行かず、時々買い物などで外出することはあるが、6か月以上続けて家族以外の人と交流がない人。	該当者96人
愛媛県	松山市	令和3年10月	【民生委員・児童委員】民生児童委員が把握している状況を調査票に記入（松山市民生児童委員協議会を通じて配布、回収）991人中939人の回収、回収率94.5%。	おおむね15歳以上の方で、次に該当するものとしします。（1）社会的参加（仕事、学校、家庭以外の人との交流など）ができない状態が6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の方（2）社会的参加ができない状態が6か月以上続いていて、時々買い物などで外出することがある方※ただし、重度の障がい、疾病、高齢等で外出できない方は除きます。	該当者183人
高知県	—	令和2年6月～7月	【民生委員・児童委員】2,159件 回収率89.6%	様々な要因の結果として社会的参加※1を回避し、原則的には6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態※2の方。なお、重度の障害、疾病等で外出できない方は除きます。 ※1 就学や非常勤職を含む就労、家庭外での交遊などを指します。※2 他者と交わらない形での外出をしている場合を含みます。 この状態に類似していると思う場合は、「ひきこもりの人」として回答	該当者692人
福岡県	—	令和3年7月～令和4年3月	【民生委員・児童委員】2282人 回収率70.3%	・自宅からは出るが家からは出ない、または、自宅からはほとんど出ない ・ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける ・ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する ただし、重度の障がいや重度の疾病で外出できない場合を除く	該当者1,188人
福岡県	北九州市	令和4年2月実施	【標本調査】北九州市住民基本台帳データから無作為抽出した15歳から64歳までの市民5,000人とその20歳以上の同居者に対し、アンケートを郵送配布、郵送回収。回収数（率）：本人票1,951人（39.0%） 【その他】本人37人・家族22人	内閣府「若者の生活に関する調査」（平成27年）、及び、「生活状況に関する調査」（平成30年）に準じる	広義のひきこもり出現率2.36（標本調査）
宮崎県	—	令和4年11月～令和4年12月	【民生委員・児童委員】2,281人 回収率60.1% 【その他】当事者59人 家族130人	1. 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅に引きこもっている状態の方 2. 仕事や学校に行かず、かつ加齢以外の人との交流はないが、時々（会話を必要としない）買い物などで外出することがある方 ※ただし、重度の障がい等で外出できない方は除く	該当者600人
沖縄県	那覇市	令和3年12月～令和4年1月	【民生委員・児童委員】459人、回収率18.5% 【その他】協力の得られた「関係機関」が把握している本人または同居ご家族（可能な限り両者）へアンケート調査。本人210（回収率3.3%）、家族210（回収率4.3）	平成22年『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業に準拠	該当する方がいる50件（民生委員）

向けて研究を進めていきたいと考えている。

脚注

※以下に示したURLは2023年9月20日の時点ですべてアクセス可能であることを確認している。

- 1) こども・若者の意識と生活に関する調査報告書
2023年3月 内閣府政策統括官(政策調整担当)
<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/r04/pdf-index.html>
- 2) 自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果 厚生労働省(令和2年5月時点) <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000691898.pdf>
- 3) 若者の意識に関する調査報告書(ひきこもりに関する実態調査) 平成22年7月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/pdf_index.html
- 4) 若者の生活に関する調査報告書 平成28年9月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) <https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/h27/pdf-index.html>
- 5) 生活状況に関する調査報告書 平成31年3月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) <https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/life/h30/pdf-index.html>
- 6) 前掲1)
- 7) 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」 厚生労働省 2010(平成22)5月 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006i6f.html>
- 8) ここでは簡潔に表現したが、身体状況や環境の項目によって、ひきこもり群から除外される場合がある。具体的には病気、妊娠及び出産、介護、専業主婦及び家事手伝い、自宅での業務、家族との会話などがそれに該当する。自治体調査の中でもこの項目による違いが散見される
- 9) ひとつの自治体で複数の種類の調査を実施している場合は重複してカウントしている。また、鹿児島県と徳之島町、天城町、伊仙町の調査は合同で実施されているため1件としてカウントした
- 10) ひとつの自治体で複数の種類の調査を実施している場合は重複してカウントしている。
- 11) 生活と健康に関する調査(一次調査・二次調査)の結果 美作市保健福祉部福祉政策課 <https://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/hoken/fukushi/info/1570002730121.html>
- 12) 令和3年度「江戸川区ひきこもり実態調査」の結果報告書 江戸川区2022年3月30日 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e042/kenko/>

[fukushikaigo/hikikomori/r3_jittaichosa.html](https://www.fukushikaigo/hikikomori/r3_jittaichosa.html)

- 13) 「引きこもりの定義改め早期介入 議連が厚労大臣に提言」福祉新聞WEB 2023年6月19日 <https://www.fukushishimbun.co.jp/topics/30004>
- 14) ひきこもりに関する実態調査報告 群馬県 令和4年2月 <https://www.pref.gunma.jp/page/3019.html>
- 15) 子供・若者育成支援推進大綱(2021年4月6日 子供・若者育成支援推進本部決定) <https://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html>
※この大綱は子供・若者ビジョン(2010年7月23日 子供・若者育成支援推進本部決定)及び子供・若者育成支援推進大綱(2016年2月9日 子供・若者育成支援推進本部決定)に続くものとして公開されている。